

安立連合地域活動協議会 規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、安立連合地域活動協議会（以下「本会」という。）と称し、事務所を安立 2 丁目 8 番 22 号（安立連合福祉会館）に置く。

(活動区域)

第2条 本会の活動の対象とする区域は、安立地域（安立 1～4 丁目、住之江 1～3 丁目、西住之江 1～4 丁目、浜口東 2・3 丁目）とする。（別図に定めるとおり）

(目的)

第3条 本会は、安立地域を誰もが輝く元気なまちにしていくために、地域のさまざまな団体が相互に連携・協力して活動を行い、より多くの人々が自由に参加しながら、取り組んでいくことを目的とする。

(構成)

第4条 本会は、別表①に定める地域のまちづくりのために活動を行う団体をもって構成する。

(活動)

第5条 本会は、前記の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 本会の予算、決算、広報等の活動に関すること。
- (2) 地域のコミュニティづくりに関すること。
- (3) 地域の防災、防犯、交通安全等に関すること。
- (4) 地域福祉や健康づくりに関すること。
- (5) 子どもの健全育成や非行防止に関すること。
- (6) 生涯学習や郷土文化の継承に関すること。
- (7) 環境美化に関すること。
- (8) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第6条 なお次の活動は行わないものとする。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 宗教の教義を広め儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする活動
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、これに反対することを目的とする活動
- (4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

第2章 役員

(役員及び監事)

第7条 本会に、次の役員及び監事（以下、「役員等」という。）を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1人
- (4) 監事 2人

(役員等の選任)

第8条 役員等は、運営委員会において選任する。監事は、他の役員を兼ねることはできない。

(役員等の職務)

第9条

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、協議会の会計を担当する。
- (4) 監事は、協議会の会計及び役員の実務執行を監査する。

(役員会の開催)

第10条

- (1) 役員会は、会長が招集する。
- (2) 役員会は、必要に応じて開催し、運営委員会の審議に必要な事項を討議する。
- (3) 役員会は、必要に応じて連合町会と連絡調整会議を開催する。

(役員会の議長)

第11条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員等の任期)

第12条 役員等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

補欠により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

初年度のみ、25年4月1日～26年3月31日とする。次期より他団体の任期と合わせる。

第3章 運営委員会

(運営委員会の組織)

第13条 運営委員会は、役員と第23条に定める各部会長を運営委員として組織する。

(運営委員会の議決事項)

第14条 運営委員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 予算及び事業計画、決算及び実績報告に関する事項
- (2) 役員等の選任に関する事項
- (3) 安立地域の「まちづくりビジョン」の策定に係る事項
- (4) 規約に関する事項
- (5) 部会の設置に関する事項
- (6) その他、会務上必要な事項

(運営委員会の開催)

第15条 運営委員会は、会長が招集する。運営委員会は、次の場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 運営委員の2分の1以上から請求があったとき。

(運営委員会の議長)

第16条 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。

(運営委員会の定足数)

第17条 運営委員会は、運営委員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(運営委員会の議決)

第18条 運営委員会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとする。

(運営委員会の委任等)

第19条 止むを得ない理由のため、運営委員会に出席できない運営委員は、委任状をもって他の運営委員を代理人として委任することができる。

この場合、定足数及び議決の規定の適用については、その運営委員は出席したものとみなす。

(運営委員会の議事録)

第20条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営委員の現在数及び出席者数（委任状提出者数を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- (6) 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印するものとする。

(会議録の作成及び公開)

第21条 活動区域の住民（以下、「地域住民」という。）及び地域の関係者が、運営委員会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

第4章 部会

(部会の設置)

第22条 会長は、運営委員会の議決により、専門的な事項について活動を行う部会を設置することができる。

(部会の組織)

第23条 協議会に、次に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める事業を行う。

- (1) 総務・広報部会
組織の運営に関する事業（会議の開催など）、地域活動の広報に関する事業
（ポスター・ビラ・回覧など）
- (2) 防災・防犯部会
地域の安心・安全に関する事業（防災訓練・夜警など）
- (3) 地域福祉・健康部会
地域福祉、高齢者・障がい者支援等に関する事業
- (4) 子ども・青少年部会
子ども見守り・健全育成、青少年健全育成等に関する事業
- (5) 環境美化部会
環境・緑化に関する事業
- (6) 行事・イベント部会
祭り・イベントに関する事業（住吉祭り・べいらフェスタなど）
- (7) 教育・研修部会
地域住民の生涯学習、各種教育・研修等に関する事業

各部に、部長 1 人、部会会計を置く。他に副部長を 2 人まで置くことができる。
各部長は部会の活動を統括し、事業の調整にあたる。各部長は、必要に応じ部会を招集し、議長を担う。部長に事故があるとき又は部長が欠けたときは、副部長がその職務を代行する。

第 5 章 事業計画・予算・会計

(事業計画及び予算)

第 24 条 協議会の事業計画及び予算は、部長からの報告をもとに会長がその案を作成し、運営委員会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。部長は、部会の事業計画案及び予算案を作成し、会長に報告しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 25 条 協議会の事業報告及び決算は、部長からの報告をもとに会長が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後 1 月以内に、運営委員会の承認を受けなければならない。部長は、部会の事業報告案及び決算案を作成し、会長に報告しなければならない。
監事による監査結果について、地域住民及び地域の関係者から閲覧の請求があったときは、正当な理由のない限り、これを閲覧させなければならない。

(会計帳簿の整備及び公開)

第 26 条 協議会は、会計の透明性を確保するため、会計に関する帳簿を整備する。
地域住民及び地域の関係者から閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。

(経費の支弁)

第 27 条 本会の経費は補助金、寄付金等をもって支弁する。

(事業年度)

第 28 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 規約の変更

(規約の変更)

第 29 条 この規約は、運営委員会において議決を経なければ、変更することはできない。

第7章 雑則

(委任)

第30条 この規約の施行に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て、会長が別に定める。

(附則)

第31条 この規約は、平成25年3月14日から施行する。

(附則)

この改正は、平成28年4月19日から施行する。

構成団体等に関する名簿

安立連合地域活動協議会

	構成団体等の名称		構成団体等の名称
1	連合振興町会	12	災害水防救助部会
2	地区社会福祉協議会	13	環境部会
3	地域ネットワーク委員会	14	社会福祉部会
4	民生児童委員会	15	子ども会
5	青少年指導員会	16	PTA
6	青少年福祉委員会	17	はぐくみネット
7	生涯学習ルーム運営委員会	18	女性会
8	保護司会	19	母と子の共励会
9	更生保護女性会	20	会館運営委員会
10	老人クラブ	21	高齢者食事サービス委員会
11	防犯委員会	22	安立・住吉祭り部会
		23	学校体育施設開放事業運営委員会 ・安立小学校 ・住之江中学校